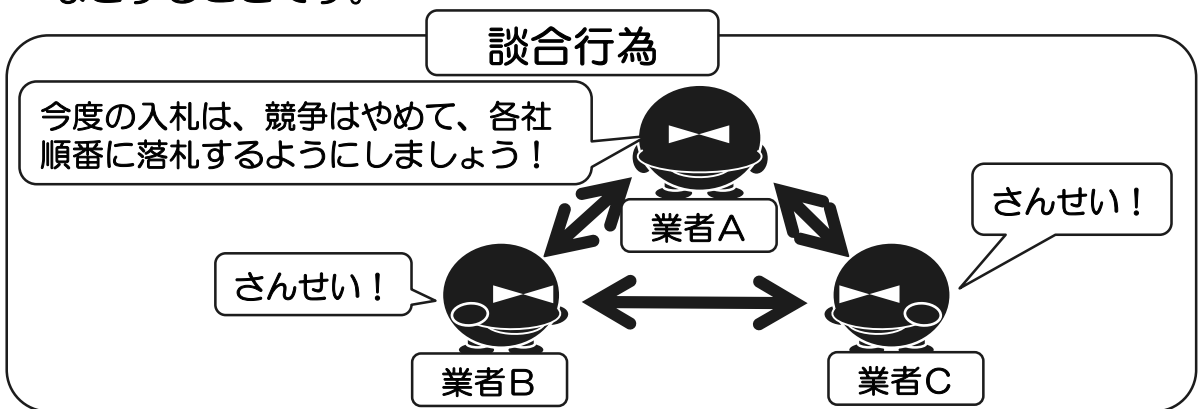


# ⑪ 入札談合・官製談合防止は万全ですか

## 1 入札談合と官製談合とは？

### (1) 入札談合とは

一般競争入札や指名競争入札、また随意契約であっても企画競争や見積り合わせのように実質的に競争入札と変わらない形態のものなど、事業者間の公正かつ自由な競争を通じて契約の相手方や契約価格等を決める過程において、競争を回避するため、入札参加者等の間であらかじめ受注予定者や受注価格等を取り決めるなどすることです。

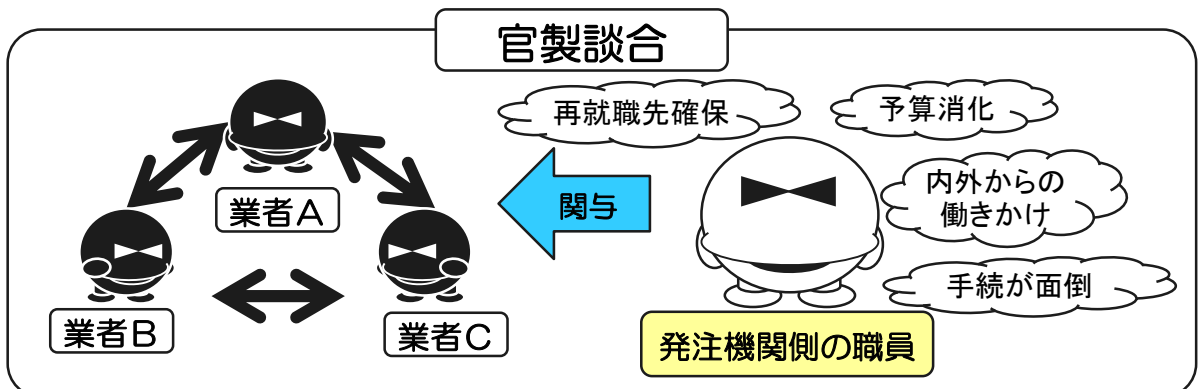


### (2) 官製談合とは

発注機関側（各省各庁）の職員が関与した入札談合のことであり、関与の態様としては、受注予定者をあらかじめ指名したり、予定価格を漏えいするなど様々な行為があります。

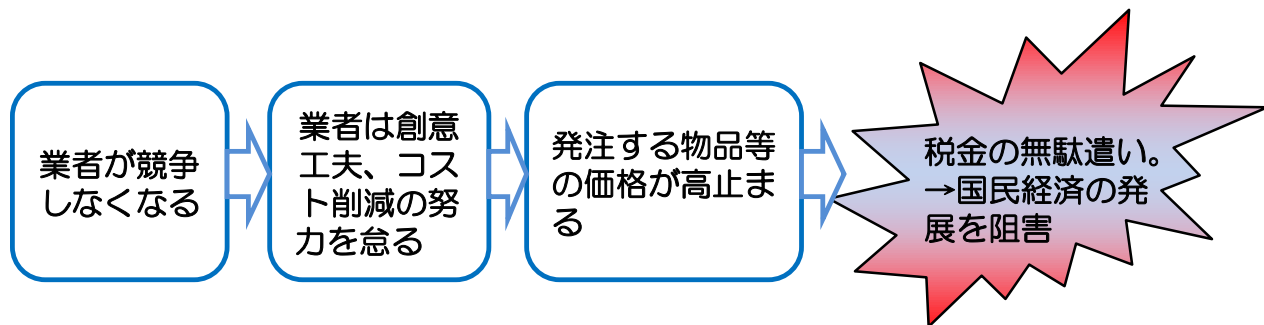
官製談合を行うということは、本来入札談合の被害者であるはずの発注機関側が入札談合を主導したり、助けたりすることであり、防衛省・自衛隊の信用を著しく失墜させることとなります。

防衛省・自衛隊は巨額の予算を扱うことから、入札談合を防止することはもとより、特に官製談合を防止することが重要です。

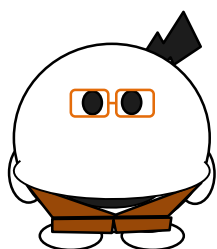


# ⑪ 入札談合・官製談合防止は万全ですか

## 2 入札談合・官製談合防止は、なぜ必要なの？



## 3 心掛けるポイントは？



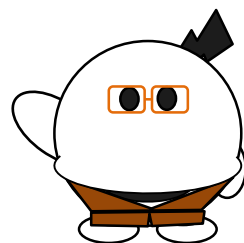
以下の事項が心掛けるポイントになるんだろうね。

- 日頃のデータ管理や点検の実施（入札結果や落札結果に、パターン化等の不自然な点は見られないか等）
- 業界関係者と接触する場合の対応（予算や予定価格等の情報漏えいに留意、情報保全が可能な接触場所の制限、複数職員による対応等）
- 談合情報に接した際は契約担当官（※）等へ、まずは報告・通報・相談  
※基地・駐屯地の会計隊長等が該当します。

入札談合・官製談合は、全職員に関係するという意識を持たないといけません。

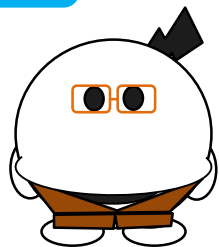
また、調達等関係業務に従事している職員は、退職者を含む業界関係者等と接触する場合に、注意が必要です。

次のページで、「調達等関係業務に従事している職員」について、詳しく解説します。



# ⑪ 入札談合・官製談合防止は万全ですか

## 4 調達等関係業務に従事している職員とは？



調達等関係業務に従事している職員とは、調達等関係職員だけでなく、研究開発、機種選定等の業務を行う職員も含まれます。もちろん、事務官等と自衛官との区別はありません。

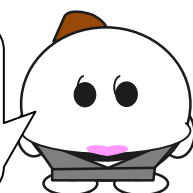
調達等関係業務		ア 調達要求書の作成（当該調達要求のための仕様書の作成を含む。） イ 業者の資格審査及び登録 ウ 予定価格の作成 エ 原価監査 オ 契約相手方の選定及び契約の締結 カ 監督及び検査 キ 代金の支払 ク アからキまでに掲げる業務に関係する資料の作成（当該資料の合議及び決裁を含む。）並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集※
	研究開発	ア 装備品等研究開発見積依頼及び装備品等研究開発見積りの作成 イ 装備品等研究開発要求の作成 ウ 実施計画の作成 エ 概算要求に係る資料の作成 オ 仕様書の作成 カ 事業者等に対し、性能、所要経費、後方支援等に関する内容を含めた提案書の提出を求める文書の作成 キ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施 ク アからキまでに掲げる業務に関係する資料の作成（当該資料の合議及び決裁を含む。）並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集
	機種選定等	ア 運用要求書の作成 イ 要求性能書の作成 ウ 仕様書の作成 エ 提案要求書の作成 オ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施 カ アからオまでに掲げる業務に関係する資料の作成（当該資料の合議及び決裁を含む。）並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集

※ 調達等関係職員は、調達関係業務のア～キのほか、以下の業務も含まれます。

ク 調達等関係書類の保安全管理

ケ 補給、整備、調達、技術を所掌する部課等の業務でア～キに密接に関係する業務

特に、OBの挨拶等の機会を捉えて情報が漏えいするおそれがあるので、日頃から細心の注意を払って業務を進めなければならぬですね！

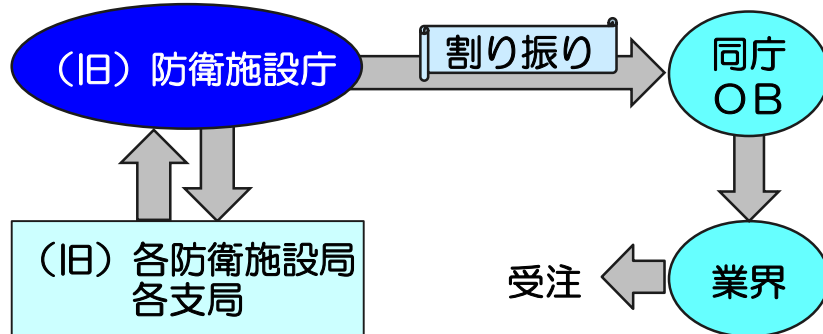


# ⑪ 入札談合・官製談合防止は万全ですか

## 5 違反事例

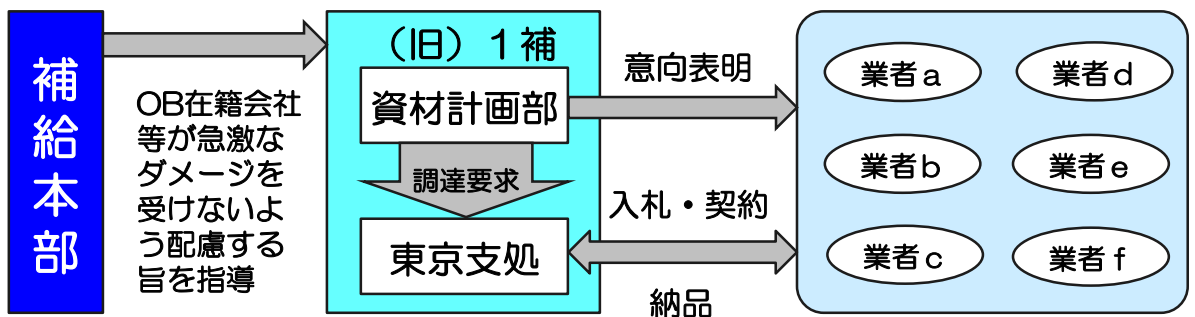
### (1) 防衛施設庁における官製談合事案

(旧)防衛施設庁において、関係する建設会社に退職者の受入れを求める一方で、(旧)各防衛施設局発注の各工事をそれら受入会社に割り振り、その割り振りに沿って業界内で談合を実施させ、当該会社にこれを受注させていたという、大規模かつ組織的に敢行された官製談合事案です。



### (2) 航空自衛隊第1補給処における官製談合事案

航空自衛隊(旧)第1補給処(1補)において、余剰予算の執行及び航空自衛隊退職者の在籍する事業者への配慮等を背景として、執行残分の予算(計画外予算)で調達するオフィス家具等の契約に関して組織的に行った官製談合事案です。



- 1 職員による受注事業者の割り振りとそれに沿った談合の教唆を行った。【免職、降任、停職、減給、戒告等】
- 2 入札前の談合の教唆を行った。【停職、減給、戒告等】

#### 【その他の違反事例】

- ・ 調製粉乳を調達する一般競争入札において、円滑な発注を図るため、職員が業者の担当者らと共謀の上、業者の担当者に対して文書の郵送や電話連絡により入札価格等を教示し、談合
- ・ 新規装備品の開発業者を選定するための企画競争において、特定の業者が有利となるように、職員が相手業者や官側の情報を提供し、入札等の公正を害する行為